

令和 8 年度の介護保険料をお知らせします。

第 1 号被保険者の令和 8 年度介護保険料が決まりました。保険料は課税状況等に応じて、次の 1 4 段階に分けられます。なお、第 1 段階から第 3 段階の方は、国の支援制度により減額されています。

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第 1 段階	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が 82.65 万円以下の人	0.285	1,866 円	22,392 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が 82.65 万円超え 120 万円以下の人	0.485	3,176 円	38,112 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が 120 万円を超える人	0.685	4,486 円	53,832 円
第 4 段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が 82.65 万円以下の人	0.9	5,895 円	70,740 円
第 5 段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）の合計が 82.65 万円を超える人	1.0	6,550 円	78,600 円
第 6 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	7,860 円	94,320 円
第 7 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 120 万以上 210 万円未満の人	1.3	8,515 円	102,180 円
第 8 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 210 万以上 320 万円未満の人	1.5	9,825 円	117,900 円
第 9 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 320 万以上 420 万円未満の人	1.7	11,135 円	133,620 円
第 10 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 420 万以上 520 万円未満の人	1.9	12,445 円	149,340 円
第 11 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 520 万以上 620 万円未満の人	2.1	13,755 円	165,060 円
第 12 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 620 万以上 720 万円未満の人	2.3	15,065 円	180,780 円
第 13 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 720 万以上 820 万円未満の人	2.4	15,720 円	188,640 円
第 14 段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が 820 万円以上の人	2.5	16,375 円	196,500 円

※保険料（月額）は、基準額に保険料率を乗じて、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※介護保険料の年間徴収額に、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

課税年金収入額：国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金収入額
障害年金・遺族年金等の非課税年金収入額は含みません。

合計所得金額：「総所得金額※1 + 申告分離課税の所得※2 + 山林所得 + 退職所得」の合計金額
住民税非課税者（所得段階第 1 段階から第 5 段階）の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、10 万円を控除します。

※1 総所得金額とは年金・給与・不動産・配当等の収入金額から必要経費相当金額を控除した金額で、医療費控除や扶養控除などの所得控除前の所得金額となります。

※2 土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除後の金額が適用されます。